

福井市上文殊地区社会福祉協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、福井市上文殊地区社会福祉協議会（以下本会という）と称し、事務所は上文殊公民館に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、上文殊地区の住民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民が協力して地域の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)地域の福祉に関する総合的計画及び調査研究
- (2)地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発宣伝
- (3)地域ぐるみの福祉活動の実践
- (4)住民の福祉活動を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動の助成
- (5)市社会福祉協議会ほか関係機関との連携
- (6)その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、上文殊地区内に居住する全住民をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
事 務 局	2 名

- (2)会長は、総会において選出する。
- (3)副会長、常任理事は、自治会ならびに福祉団体代表とする。
- (4)理事は、公民館長、福祉委員及び社会福祉関係団体より選出する。
- (5)監事は、自治会、福祉団体より選出する。
- (6)事務局は、会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
- (7)本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない

(2)役員に欠員が生じた場合は補充することができる。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(3)常任理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(4)理事は、本会の重要事項を審議する。

(5)監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(6)事務局は、本会の会務及び経理を処理する。

(7)顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、常任理事会及び役員会とする。

(2)本会の会議は、会長が必要と認めたとき招集し会長がその会議の議長となる。

(3)総会は、年1回開く。総会は役員会をもってこれに代えることができる。必要がある場合は臨時に招集することが出来る。

(4)総会の議決を要する事項は次の通りである。

- | | | |
|---------|------------|---------|
| a 事業計画 | b 収支予算及び決算 | c 役員の選出 |
| d 規約の改廃 | e その他の重要事項 | |

(福祉委員の設置)

第9条 地域福祉活動の強化のため福祉委員制度を設ける。

(2)福祉委員は、各自治会より1～2名程度の推薦によりこれを会長が委嘱する。

(3)福祉委員の任期は第6条役員の任期の条項を適用する。

(4)福祉委員は、地区社会福祉協議会の理事として地域福祉事業推進の中核となり、他の福祉活動に奉仕する委員と協力し、福祉事業の遂行に当る

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(2)本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

(3)本会の会費の算出基準は、その年度当初の戸数とする。

(そ の 他)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は、会長が役員会にはかりこれを定める。

附則 この規約は、平成 3 年 7 月 2 4 日より施行する。ただし、平成 3 年度については 4 月 1 日に遡り適用する。

附則 平成 1 0 年 5 月 6 日一部改正する。(第 5 条の⑦をつける)

附則 平成 1 3 年 3 月 2 9 日一部改正する
(第 5 条④に福祉委員をつける)
(第 9 条福祉委員の設置条文を付則する)